

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託に係る企画提案実施要領

1 事業の目的

鹿児島県デジタル推進戦略では、県、市町村、民間企業等の各主体が、それぞれの課題に応じてデータを分析・活用し、創意工夫しながら、迅速かつ効率的なサービスの提供や改善を行い、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化へ適切に対応していくことを目指す姿としている。

本業務は、県・市町村担当者が、日常業務の中でデータを活用するために必要な知識や習慣を身につけ、データを活用した政策立案を行うことができるよう、アクティブラーニング型の研修会等を実施するものである。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託

(2) 履行期限

令和7年3月31日(月)

(3) 業務概要

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託仕様書参照

3 選考方法

企画提案方式

4 企画提案に係る参加資格

(1) 法人であること。

(2) 次の各号いずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県より指名停止措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

5 提案限度額

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託 3,290千円

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであること留意すること。

6 委託契約に係る今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和6年5月27日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 6月 3日(月) |
| (3) 質問回答 | 6月 5日(水) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 6月 7日(金) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 6月12日(水) |
| (6) 企画提案プレゼンテーション | 6月13日(木)～ |

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (7) 業者選定通知(予定) | 選考終了後, 速やかに実施 |
| (8) 委託業者決定・契約手続き開始 | 選考結果通知後, 速やかに実施
(概ね6月下旬頃予定) |

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書

企画提案への応募について, 別添「参加申込書」(様式1)により, E-mail で受け付ける。また, 「参加申込書」を提出後, 諸般の事情により辞退する場合は, 別添「辞退届」(様式3)を上記6(4)までに E-mail で提出すること。

イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式4)に, 次の内容を掲載した企画書(任意様式)を添付して提出すること。

- ・ 実施する事業の概要
- ・ スケジュール(当該事業各項目に係るスケジュール)
- ・ 提案内容(実施しようとする具体的内容)
- ・ 会社等概要書(現在の事業内容, 登記簿又は定款の写し)

ウ 参考見積書(任意様式)

(ア) 各積算項目の単価並びに数量等内訳を記載すること。

(イ) 事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。

(ウ) 各項目は税抜価格とし, 別途消費税額(地方消費税を含む)を併記すること。

※ 正式な見積については, 審査の結果を踏まえ, 最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 業務実績書(様式5)

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は1社につき1案に限る。

イ 提出された企画書は返却しないこととし, 提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画書の使用权は県に帰属する。

エ 受託者決定後は, 県と協議しながら事業内容を決定することとし, 企画の一部を修正または変更する場合がある。

オ 企画書作成に関する経費は, 企画提案者の負担とする。

(3) 提出方法

E-mail のみとする。(E-mail によりがたい場合は, 別途協議すること。)

(4) 提出期限

7(1)アについては, 6(4)までに, 7(1)イ～エについては, 6(5)までに提出すること。

8 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は, 提出された企画提案書の内容について総合的に評価し, 特に内容が優れた者(最優秀提案者と選考された者)を本委託事業の契約相手方の候補者とする。なお, 審査に際し, 内容等で確認を要する事項がある場合には, 企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対し E-mail により通知する。

9 企画提案に係る質問について

質問は、別添「質問書」(様式2)により、E-mail で受け付ける(電話による質問は受け付けない)。質問受付期限は上記6(2)のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して上記6(3)までにE-mailにて行い、県HPでも公表する。

10 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき県と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、5に定める額を上限とする。

(3) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

11 その他の留意事項

(1) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。

(2) 当事業による成果物の権利(著作権、特許権、知的財産権等)は県に帰属するものとする。

12 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番1号

鹿児島県総合政策部デジタル推進課DX推進班(担当:樋口)

電話:099-286-2388 FAX:099-286-5527

E-mail:dx@pref.kagoshima.lg.jp